



特別職報酬等審議会 資料

R7 農業委員・農地利用最適化推進委員 報酬改定

守谷市農業委員会事務局



報酬改定検討の背景

- 平成19年以降長年にわたり、基本報酬額の改定が行われていないこと及び昨今の物価上昇等を踏まえ、非常勤特別職の報酬額を見直すこととなりました。

※「基本報酬」とは異なる活動や成果の実績に応じた「上乘せ報酬」は、令和元年度に改訂：次項参照）

報酬改定の対象

- 農業委員（7名）
①会長（1名） ②会長代理（1名） ③委員（5名）
- 農地利用最適化推進委員（7名）※H28より新設
（以下「推進委員」と表記します。）



農地利用最適化交付金による報酬（上乗せ分）について

・農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用の最適化の推進（農業委員会等に関する法律第6条第2項事務）が必須業務となったため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員に上乗せ報酬が、国の予算を財源として交付されています。（国方針との整合：農業委員会の積極的な活動を支援し、活動内容を充実させるため、実績に基づく上乗せとしています。）

上乗せ報酬の実績	上乗せ報酬の対象	具体的な活動事項
R6実績 委員一人当たりの平均額 ・年額約25,816円 推進委員一人当たりの平均額 ・年額約25,831円 ※年度末に1回のみの支払いです。 ※一人ひとりの活動、成果によって委員ごとに金額は異なります。	①活動実績と②成果実績より算出します。 ①活動実績 ・農地利用最適化交付金事業実施要綱における農地利用最適化に該当する活動（毎月1日以上） ・交付金の総額（※1）÷全委員の延べ活動月数×委員の活動月数 ※活動記録簿の農地利用最適化推進活動欄に記載がない場合は対象外 ②成果実績 ・単年度目標に対しての担い手への集積率及び遊休農地の解消率による評価点及び加算 ・交付金の総額（※1）÷活動手当受給対象委員数で配分 ※1 交付金の総額：国の要綱に基づき算出されます。	・農地の出し手と受け手のマッチングなど、担い手への利用集積 ・農地パトロールなど、遊休農地の発生防止・解消



〔現状〕 農業委員、推進委員の主な活動①

定例総会と小委員会

- ・田畑など農地を売買したり、農地を自己住宅用宅地など別の目的に転用する際は、農業委員会の許可が必要になります。
- ・月に1回の定例総会において、審議を行います。農業委員は、主に合議体としての意思決定を行います。推進委員は総会に出席し意見を述べることができます。
- ・小委員会では、総会に向けて許認可に伴う該当農地の現地調査を行います。会長含む農業委員3名、推進委員2名の当番制で月1回行います。

凡例：○法定 △任意 ▲任意(当番制)

活動事項	頻度・内容	農業委員	推進委員
定例総会	月1回、農地の権利移動、転用の許認可等の審議	○	△
小委員会	月1回（当番制）、許認可に伴う現地調査・確認等	▲	▲

年別許可件数

年度	R6	R5	R4	R3
許可件数	71	49	76	58



〔現状〕 農業委員、推進委員の主な活動②

4つの担当区域での現場活動

・推進委員が中心となり、守谷・高野・大野・大井沢4つの担当区域で現場活動を行い、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを推進します。

・毎月、活動内容を記録した活動記録簿を提出することになっています。

凡例：○法定 △任意 ▲任意(当番制)

活動事項	頻度・内容	農業委員	推進委員
利用状況調査	8月に農地の利用状況の確認	○	○
地域計画の関与、話し合い	随時、地域計画座談会、集落説明会	○	○
担い手への利用集積	随時、農地の出し手と受け手のマッチング、戸別訪問	○	○
遊休農地の発生防止・解消	随時、農地パトロール、遊休農地所有者への対応	○	○
新規参入の促進	随時、新規就農者の確保・育成	○	○



[現状] 他市町村の農業委員等の基本報酬額

市町村	会長	会長代理	委員	推進委員
土浦市	77,000円	61,000円	60,000円	52,000円
つくば市	74,000円	63,000円	57,000円	24,000円
牛久市	64,000円	57,000円	52,000円	42,000円
取手市	62,000円	54,000円	52,000円	49,000円
つくばみらい市	59,000円	54,000円	52,000円	49,000円
守谷市	57,000円	50,500円	48,600円	45,600円
常総市	53,000円	47,000円	42,000円	21,000円
坂東市	51,000円	44,000円	42,000円	42,000円
龍ヶ崎市	50,000円	46,000円	45,000円	42,000円
利根町	48,000円	38,000円	34,000円	30,000円

守谷市は近隣市町村で見ると、中間の報酬額という状況です。

〔現状〕 会議等における会長の主な活動（役割）

主な活動事項	役割	頻度	他農業委員 ・推進委員
定例総会	議長となり議事を整理	年12回	年12回
小委員会	議長となり議事を整理	年12回	当番制 (年4回程度)
北相馬郡協議会活動	取手市、守谷市、利根町からなる協議会 ※郡協議会会長として6年のうち2年間該当	年5回	—
県常設審議委員	県常設審議委員の役員として出席 ※8年のうち2年間該当	年12回	—
県南連絡協議会活動	県南地区の各群協議会からなる協議会	年3回	
茨城県農業会議活動	茨城県農政活動推進本部代議員総会	年1回	
		年間合計	45回程度
			16回程度

会長の参加会議数は委員、推進委員と比較して
約2.8倍多い状況です。



[現状] 他市町村の会長参加会議の比較

市町村	会長
土浦市	33回程度
つくば市	33回程度
牛久市	33回程度
取手市	45回程度
つくばみらい市	45回程度
守谷市	45回程度
常総市	45回程度
坂東市	33回程度
龍ヶ崎市	33回程度
利根町	33回程度
平均 (守谷除く)	37回

・他市町村の会長参加会議は平均すると37回となり、守谷市は他市町村に比べて会長が参加している会議は多いといえます。



検証の構成について

農業委員のうちの会長代理及び委員そして、推進委員の報酬額を検証した上で、「会長」の報酬額についての検証をします。

検証を別にする理由

農業委員会は「会長」の役割が大きい合議体となっているため、会長の報酬額の増加が大きい提案をします。



〔提案〕 会長は牛久市、その他委員は取手市に合わせた金額を提案します。

市町村	会長	会長代理	委員	推進委員
土浦市	77,000円	61,000円	60,000円	52,000円
つくば市	74,000円	63,000円	57,000円	24,000円
牛久市	64,000円	57,000円	52,000円	42,000円
取手市	62,000円	54,000円	52,000円	49,000円
つくばみらい市	59,000円	54,000円	52,000円	49,000円
守谷市	57,000円	50,500円	48,600円	45,600円
常総市	53,000円	47,000円	42,000円	21,000円
坂東市	51,000円	44,000円	42,000円	42,000円
龍ヶ崎市	50,000円	46,000円	45,000円	42,000円
利根町	48,000円	38,000円	34,000円	30,000円



①農業委員、推進委員の検証



検証① 取手市、つくばみらい市の 定例総会許可件数の比較

守谷市より報酬額が高くかつ隣町である取手市とつくばみらい市の状況を表にまとめました。

市町村	農業委員数 (A)	推進委員数	R6定例総会 許可件数 (件)(B)	農業委員一人 当たり許可件数 (B)÷(A)
守谷市	7人	7人	71	約10件
取手市	14人	12人	108	約8件
つくばみ らい市	10人	10人	116	約12件

定例総会の主な審議内容である「許可件数」について、守谷市と同程度



基礎報酬も同額程度にしてもよいと考えます。



検証② 消費者物価指数より

- 令和7年6月現在の消費者物価指数の総合指数を見ると2020年を100として111.7となっています。(令和7年7月18日総務省資料より)
- 報酬は給料と違い生活給の意味を有していないものとされておりますが、少なくとも17年近く報酬額が改定されていないことや、昨今の物価高騰の影響も考慮し、この消費者物価指数を参考に委員報酬の見直しを検討します。

市町村	会長代理	委員	推進委員
守谷市(現在)	50,500円	48,600円	45,600円
× 1.1	55,550円	53,460円	50,160円
取手市	54,000円	52,000円	49,000円
つくばみらい市	54,000円	52,000円	49,000円

取手市と同定度の報酬になります。



結論

上記の検証①、検証②、を踏まえ、以下の内容を改定案とします

	会長代理	委員	推進委員
改定案	54,000円	52,000円	49,000円
守谷市(現在)	50,500円	48,600円	45,600円
	+3,500円	+3,400円	+3,400円
× 1.1	55,550円	53,460円	50,160円
取手市	54,000円	52,000円	49,000円
つくばみらい市	54,000円	52,000円	49,000円

理由

検証①では、農業委員一人当たり許可件数を見ると取手市、つくばみらい市と相違はありませんでした。検証②での消費者物価指数を参考にした算出額と、取手市の委員報酬と大きな差がないことも確認したので、取手市と同等の金額としました。



会長職の報酬額について



[検証] 委員報酬に対する会長報酬の割合

市町村	会長	委員	割合
土浦市	77,000円	60,000円	1.28倍
つくば市	74,000円	57,000円	1.29倍
牛久市	64,000円	52,000円	1.23倍
取手市	62,000円	52,000円	1.19倍
つくばみらい市	59,000円	52,000円	1.13倍
守谷市	57,000円	48,600円	1.17倍
常総市	53,000円	42,000円	1.26倍
坂東市	51,000円	42,000円	1.21倍
龍ヶ崎市	50,000円	45,000円	1.11倍
利根町	48,000円	34,000円	1.41倍
		平均	1.23倍

平均すると1.23倍という割合になっています。



[検証] 平均の割合を乗じた場合

市町村	提案した委員 報酬	利根町の割合	会長報酬額
	52,000円	1.23倍	63,960円
土浦市			77,000円
つくば市			74,000円
牛久市			64,000円
取手市			62,000円

結論

平均の割合を乗じた場合、牛久市と近い額になります。会長については、牛久市と同額である64,000円を提案します。



〔最終提案〕 会長は牛久市、その他委員は取手市に合わせた金額を提案します。

	会長	会長代理	委員	推進委員
改定案	64,000円	54,000円	52,000円	49,000円
守谷市(現在)	57,000円	50,500円	48,600円	45,600円
	+7,000円	+3,500円	+3,400円	+3,400円
× 1.1		55,550円	53,460円	50,160円
52,000 × 1.23	63,960円			